

「平成29年度 県の予算・制度に関する要望」について

県の平成29年度の予算編成を前に、本市の将来にとって特に重要な施策に係る予算・制度に関する要望項目を「平成29年度 県の予算・制度に関する要望書」として取りまとめ、神奈川県への要望活動を行いましたので、お知らせします。

1 要望日

平成28年8月9日（火）

2 要望内容

別添「平成29年度 県の予算・制度に関する要望書」のとおり



平成29年度
県の予算・制度に関する要望書



相模原市

相模原市政の推進につきましては、日ごろから格別の御理解、御高配をいただき、厚く御礼申し上げます。

本市は、平成22年4月に政令指定都市に移行し、より主体的で自立的な行財政運営に取り組んでおり、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として、福祉、医療、教育の充実など市民サービスの向上を図るとともに、防災・減災対策をはじめ、環境保全、産業集積や雇用創出など、幅広い分野において先進的な事業を進め、「人や企業に選ばれる都市づくり」を推進しています。

現在、わが国の経済情勢は、依然として先行きが不透明な状況が続いており、経済の再生や財政の健全化など、多くの困難な課題に直面しております。また、急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来が見込まれており、年金、医療、介護をはじめとする社会保障制度の確立や、地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生は、喫緊の課題となっております。

このような状況の中、本市においては、市民の福祉や生活向上に寄与する事業について、県と綿密な連携を図りながら取り組んでまいりました。

本要望書は、本市が今後も首都圏南西部の広域交流拠点都市として自立した行財政運営を行うに当たって、県において予算及び制度などについて御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、県においても多くの政策課題を抱え、財政も厳しい状況にあることは承知しておりますが、平成29年度の予算編成に当たりまして、本要望書に掲げた事項への特段の御配慮をお願いいたします。

平成28年8月

相模原市長 加山俊夫

目 次

【政策局】

- 1 県から指定都市への事務権限の移譲【一部新規】 1

【政策局、総務局】

- 2 県単独補助事業における格差是正等【継続】 2

【総務局、県土整備局】

- 3 政令市道路整備臨時補助金制度の見直し【新規】 3

【安全防災局】

- 4 自転車交通安全対策【継続】 4

【県民局】

- 5 パスポートセンターの機能充実【継続】 6

- 6 小児医療費助成制度の拡充【継続】 7

【環境農政局】

- 7 鳥獣保護管理対策事業予算の継続確保【新規】 8

【保健福祉局】

- 8 重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】 9

【県土整備局】

- 9 広域交通網の整備への積極的な支援【一部新規】 10

- 10 生活交通確保維持に係る補助制度の維持・充実【継続】 12

- 11 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進【継続】 . 13

- 12 二級河川境川の改修【継続】 14

- 13 土砂災害対策の推進及び補助制度の新設【継続】 15

【警察本部】

- 14 警察の機能充実【継続】 17

- 15 通学路における安全対策の実施【継続】 18

- 16 歩行者等の安全確保対策の推進【新規】 19

1 県から指定都市への事務権限の移譲【一部新規】

政策局 自治振興部 広域連携課

【要望事項】

- 1 平成29年度を目途に移譲される県費負担教職員に係る事務権限及び平成30年度を目途に移譲される特定医療費支給事務等に係る事務権限については、円滑な移譲に向け連携して取組を進めること。
- 2 事務移譲に伴い、県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とする財政中立を基本として国が地方財政措置を検討するに当たり、県・市で連携して国に対する要望を行うなど、協調した取組を進めること。

【要望の説明】

1 事務権限の円滑な移譲に向けた取組の推進

平成29年度を目途に移譲される県費負担教職員に係る事務権限については、移譲される教職員の人事事務等の円滑な移行が必要となるため、今後も具体的な情報提供や意見交換を行うなど、県・市間で連携して取組を進めるよう要望します。

また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」いわゆる難病法に基づく大都市特例により、平成30年度を目途に移譲される特定医療費支給事務等の事務権限については、現状では、国から政令が示されておられません。難病の患者及び家族等の生活の安定に支障が出ることをないよう、県・市間の緊密な関係を構築するとともに、国に対し県・市が協調して取組を行うことが必要となるため、連携して取組を進めるよう要望します。

2 適切な財政措置に向けた取組の推進

昨年度は、国に対して、県費負担教職員の事務権限の移譲に関する県の平成26年度決算の情報提供に基づき、必要経費の推計等、財政措置の要請を行うに当たり、適切な資料の作成が行えました。こうしたことから、平成29年度の予算編成に当たっても、国による財政措置の動向を踏まえ、より精緻な分析の上で予算案を作成する必要があることから、平成27年度決算に関する情報提供等、県・市間で連携した取組を進めるよう要望します。

また、難病に係る医療費助成の対象疾病が拡大される中、特定医療費の支給に要する財政負担はますます大きくなっていることから、適切な財政措置を確実に講じるよう国に対して要望を行うなど、県・市で協調した取組を進めるよう要望します。

【要望の担当】

| | | |
|----------------|-------|--------------|
| 企画財政局財務部財務課長 | 高梨 邦彦 | 042-769-8216 |
| 教育局学校教育部教職員課長 | 佐々木 隆 | 042-769-8279 |
| 健康福祉局保健所疾病対策課長 | 内田 宏 | 042-769-8346 |

2 県単独補助事業における格差是正等【継続】

政策局 自治振興部 市町村課

総務局 組織人材部 行政管理課、財政部 財政課

【要望事項】

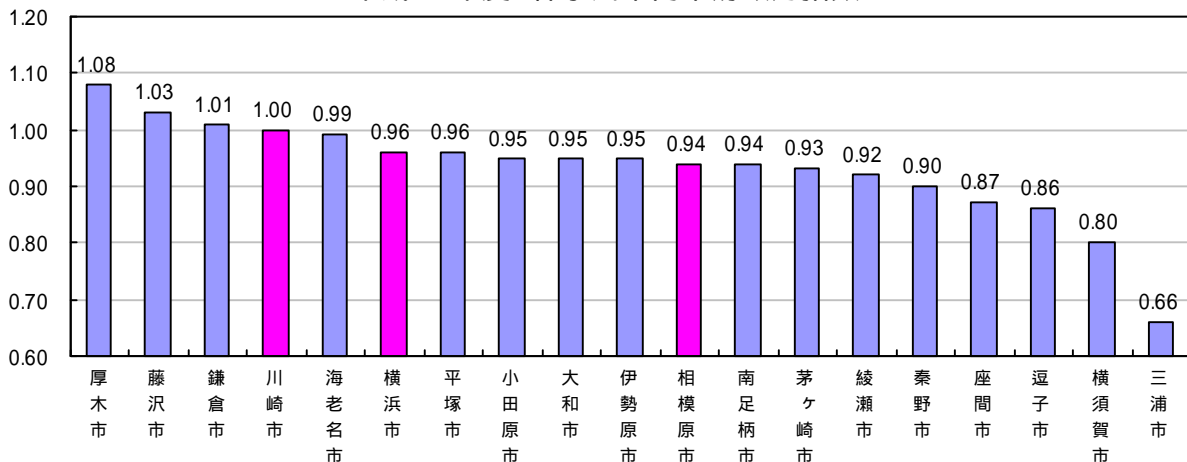
- 1 県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに格差があるものについては、速やかに格差是正を図ること。
- 2 市町村・団体補助金について、県の責任において補助制度・実質交付額を維持すること。

【要望の説明】

1 県単独補助事業における格差是正等について

県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに格差を設けているものがあります。相模原市民が県民として他の市町村の住民と同様に県税を納税していることを考慮しますと、格差が設けられていることは市民の理解が得られるものではありません。速やかに格差是正を図るなど、市民の理解と納得が得られる制度を構築するよう要望します。

平成26年度 神奈川県内市財政力指数



2 市町村・団体補助金について

平成25年度で解散した緊急財政対策本部から行政改革推進本部が引き継いで実施している市町村・団体補助金の見直しに際しては、県が補助制度を設置した経緯や県としての責任・役割・存在意義を踏まえ、県が必要な施策として補助金を交付してきたことや、見直しが行われた場合の市民生活に与える影響は極めて重大であることに加え、本市財政への影響が少なくないことから、県の責任において補助制度を維持するよう要望します。

平成26年度に一部の補助金が市町村推進事業交付金に集約されましたが、将来の交付額削減は事業への影響が重大であることから、引き続き従来どおりの交付額を確保するよう要望します。

【要望の担当】

| | | |
|----------------|-------|--------------|
| 企画財政局企画部企画政策課長 | 椎橋 薫 | 042-769-8203 |
| 企画財政局財務部財務課長 | 高梨 邦彦 | 042-769-8216 |

3 政令市道路整備臨時補助金制度の見直し【新規】

総務局 財政部 財政課

県土整備局 道路部 道路企画課

【要望事項】

- 1 現行の政令市道路整備臨時補助金制度は、補助金額が補助対象経費の3分の1以内となっていることや、繰越した事業については補助金の繰越しは行わないなど、活用しにくい制度となっていることから、弾力的に運用できる制度に見直しを行うこと。
- 2 補助対象事業については、維持補修に係る事業も対象とする制度にすること。

【要望の説明】

1 政令市道路整備臨時補助金制度の見直し

法人県民税及び法人事業税の超過課税を活用した現行の政令市道路整備臨時補助金制度では、補助金額が補助対象経費の3分の1以内とされ、市費（一般財源）の割合が高く、財政運営上の課題となっているため、市負担額全額を補助対象とすることを要望します。

また、繰越した事業の繰越分については対象にならないことに加え、平成32年度までに全部若しくは一部供用していることが求められるなど、活用しにくい制度となっていることから、弾力的な運用を可能とする等、より活用しやすい制度への見直しについて要望します。

2 補助対象事業の見直し

本市においては、道路施設長寿命化修繕計画及び橋りょう長寿命化修繕計画に基づきインフラ施設の長寿命化を図っていることから、災害に備えた社会基盤整備の一助としての適正な維持補修が必要であるため、維持補修に係る事業についても補助対象とすることを要望します。

政令市道路整備臨時交付金制度（平成23年度から平成27年度）
における交付額（5年間の総額）

| | 5年間の総額 |
|--------|----------|
| 横浜市 | 20.10 億円 |
| 川崎市 | 15.69 億円 |
| 相模原市 | 11.85 億円 |
| 3政令市合計 | 47.64 億円 |

【要望の担当】

| | | |
|----------------|--------|--------------|
| 企画財政局財務部財務課長 | 高梨 邦彦 | 042-769-8216 |
| 都市建設局道路部道路計画課長 | 田野倉 伸一 | 042-769-8373 |

4 自転車交通安全対策【継続】

安全防災局 安全防災部 くらし安全交通課

【要望事項】

- 1 自転車の安全対策について、関係機関・団体の連携をより一層強め、各団体の責任や役割分担に基づき効果的な対策が講じられるよう先導的な役割を果たすこと。また、危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化を図るとともに、学校や地域における講習機会の義務付けや、内容の充実などによるルール遵守につながる取組をより一層推進すること。
- 2 自転車の点検整備に伴い保険に加入できるTSマーク制度の更なる普及とともに、独自の保険制度の創設など、自転車利用者の保険加入に向けた施策を実施すること。

【要望の説明】

1 県・警察・市・地域が一体となった対策の推進

本市においては、全交通事故件数に占める自転車事故の割合が高く、3区全てが自転車交通事故多発地域に指定されており、今後、高齢化が進展する中、安全で安心なまちづくりを推進していくためには、抜本的な自転車対策が必要と考えます。

自転車の安全対策については、これまで関係機関・団体が様々な対策に取り組んでおり、県警が実施した自転車一方通行規制等は、事故防止に一定の効果을あげているところですが、自転車事故の占める割合は依然として高い状況です。関係機関・団体の連携をより一層強め、各団体の責任や役割分担に基づき効果的な対策が講じられるよう、より一層先導的な役割を果たすよう要望します。

また、平成27年6月から道路交通法が一部改正され、危険行為を繰り返す自転車運転者に安全講習の受講が義務化されました。

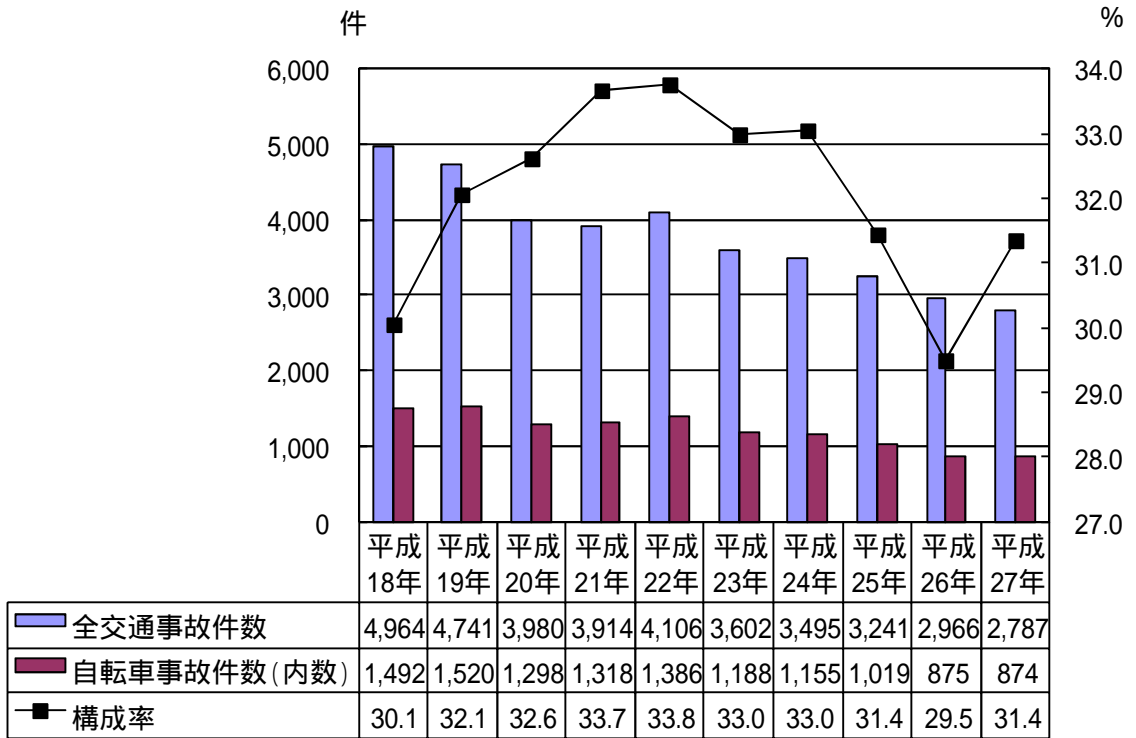
本市でも、地域や警察、交通安全団体と連携した街頭キャンペーンの実施、ポスターの掲示やチラシの配布、交通安全教室の開催等により、市民への普及啓発活動に積極的に取り組んでいるところですが、この法改正を踏まえ、違反者への指導を強化するとともに、学校や地域における講習機会の義務付けや内容の充実などにより、ルール遵守につながる取組をより一層推進するよう要望します。

2 自転車事故による賠償の仕組みづくりについて

近年、自転車事故で多額の損害賠償金が発生するケースがありますが、現状では、加害者が未成年者の場合などは、被害者も十分な補償を得ることができないことが想定され、また、加害者本人の将来にも影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、全ての自転車運転者に責任と自覚を促し、自転車の安全な利用を促進し自転車事故の防止を図るため、現在、東京都や大阪府において施行されている「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」のような、自転車の点検整備に伴い保険に加入できるTSマーク制度の更なる普及促進や、安価な保険料で手軽に加入できる独自の保険制度の創設など、自転車利用者の保険加入に向けた施策の実施について要望します。

本市における自転車事故件数の推移



【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長

斉藤ますみ

042-769-8229

5 パスポートセンターの機能充実【継続】

県民局 くらし県民部 国際課

【要望事項】

神奈川県内の全てのパスポートセンターにおいて、全ての県民の利用を可能とすること。

【要望の説明】

平成24年度以降、県から市町への権限移譲により、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町が運営する湘南パスポートセンター、本市が運営する相模大野パスポートセンター、橋本パスポートセンターが開設されていますが、これらのパスポートセンターでは、県から権限が移譲された市町の住民のみが、パスポートの申請受付・交付を受けることができます。

しかしながら、現状では大和市や川崎市など周辺自治体の住民から、毎日のように申請や問い合わせがあり、その度に利用できない旨の説明を行い、利用できるパスポートセンターの場所を案内している状況です。

こうしたことから、例えば静岡県においては、県から全ての市町が権限移譲を受けることにより静岡県内全市町に旅券窓口を設置し、パスポートの申請及び受取を当該市町住民だけでなく、全ての県民が利用可能となっているよう、本市においても、県が一定の財政措置を講じることにより、県民が県内の全てのパスポートセンターを利用することができれば、更なる利便性の向上につながると考えます。

また、群馬県においては、県が主体となり、他市町からの在勤・在学者を当該市町の「住民」とみなし、利用可能としています。

このようなことを踏まえ、「旅券発給業務の権限移譲の基本的考え方（平成22年9月16日付国際課文書）」に基づく、権限移譲の範囲の見直しを引き続き要望します。

本市における平成27年度パスポートセンター取扱件数

| 相模大野パスポートセンター | | | | 橋本パスポートセンター | | | | 合計（相模大野+橋本） | | | |
|---------------|-------|-------|--------|-------------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| 期間 | 申請 | 交付 | 申請+交付 | 期間 | 申請 | 交付 | 申請+交付 | 期間 | 申請 | 交付 | 申請+交付 |
| 4月 | 761 | 793 | 1,554 | 4月 | 768 | 805 | 1,573 | 4月 | 1,529 | 1,598 | 3,127 |
| 5月 | 789 | 761 | 1,550 | 5月 | 767 | 779 | 1,546 | 5月 | 1,556 | 1,540 | 3,096 |
| 6月 | 828 | 808 | 1,636 | 6月 | 926 | 826 | 1,752 | 6月 | 1,754 | 1,634 | 3,388 |
| 7月 | 907 | 849 | 1,756 | 7月 | 1,033 | 966 | 1,999 | 7月 | 1,940 | 1,815 | 3,755 |
| 8月 | 874 | 935 | 1,809 | 8月 | 916 | 1,019 | 1,935 | 8月 | 1,790 | 1,954 | 3,744 |
| 9月 | 587 | 626 | 1,213 | 9月 | 742 | 749 | 1,491 | 9月 | 1,329 | 1,375 | 2,704 |
| 10月 | 739 | 748 | 1,487 | 10月 | 832 | 822 | 1,654 | 10月 | 1,571 | 1,570 | 3,141 |
| 11月 | 670 | 642 | 1,312 | 11月 | 711 | 740 | 1,451 | 11月 | 1,381 | 1,382 | 2,763 |
| 12月 | 884 | 793 | 1,677 | 12月 | 1,072 | 852 | 1,924 | 12月 | 1,956 | 1,645 | 3,601 |
| 1月 | 1,011 | 996 | 2,007 | 1月 | 1,114 | 1,274 | 2,388 | 1月 | 2,125 | 2,270 | 4,395 |
| 2月 | 985 | 1,024 | 2,009 | 2月 | 1,046 | 1,031 | 2,077 | 2月 | 2,031 | 2,055 | 4,086 |
| 3月 | 916 | 896 | 1,812 | 3月 | 982 | 933 | 1,915 | 3月 | 1,898 | 1,829 | 3,727 |
| 合計 | 9,951 | 9,871 | 19,822 | 合計 | 10,909 | 10,796 | 21,705 | 合計 | 20,860 | 20,667 | 41,527 |

【要望の担当】

市民局区政支援課長 石井 光行 042-769-9814

6 小児医療費助成制度の拡充【継続】

県民局 次世代育成部 子ども家庭課

【要望事項】

小児医療費の助成事業に対する県の補助制度について、通院対象年齢の拡大及び所得制限額の引き上げ等、制度の拡充を図ること。

【要望の説明】

小児医療費助成事業は、平成7年10月に県・市町村の協調事業として開始され、これまでの間、県においては補助対象年齢等の拡充を行ってきましたが、県内各市町村においても少子化が一層進行する中、子育て環境の充実を図るため独自に対象年齢等の拡充が行われ、その結果、県・市町村の制度間で対象年齢等の相違が生じている状況です。

本市でも、これまで県の補助対象外である就学後（小学校3年生まで）の通院医療費について、市単独で助成を行ってきましたが、平成27年4月からは、通院対象年齢を小学校3年生から小学校6年生までに拡大するとともに、1歳以上の方の養育者の所得制限額につきましても、平成26年7月に現行の児童手当基準に引き上げるなど、子育て環境の充実を図っています。

県内では、平成28年4月現在で27市町村が小学校6年生以上の通院医療費の助成を行っており、所得制限額につきましては、4市町が現行の児童手当基準、12市町村が所得制限を設けていない状況です。

少子化が一層進行する中、子育て環境の充実は県・市町村共通の重要な課題であることから、小児医療費助成事業が安定的かつ恒久的に実施できるよう、県においては、通院対象年齢を小学校6年生まで拡大するとともに、所得制限額を現行の児童手当基準まで引き上げるよう要望します。

小児医療費助成状況



【要望の担当】

健康福祉局福祉部地域医療課長 鈴木 泰明 042-769-9230

7 鳥獣保護管理対策事業予算の継続確保【新規】

環境農政局 緑政部 自然環境保全課

【要望事項】

野生鳥獣による農作物及び生活被害への対策が今後も必要なことから、平成29年度以降においても、鳥獣被害対策予算を継続的に確保すること。

【要望の説明】

鳥獣被害の軽減・解消を図ることを目的に、平成26年度から3年間を集中取組期間として、捕獲等の強化、技術支援体制の充実、人材の育成・確保並びに成功事例の他地域への展開など、本市の鳥獣対策事業の計画的推進に大きな支援をいただいているところです。

本市においても、捕獲体制の充実や追払い日数の増加が図られた他、特にニホンザルの管理捕獲については専門業者による新たな捕獲方法の導入に着手することができました。

しかしながら、3年間の集中期間が終了し、来年度からは平成25年度以前と同程度の交付金額に減少することにより、これまでの主要対策の継続と新たな対策の実施に大きな支障が発生することが想定されるため、引き続き、鳥獣保護管理対策事業予算の確保を要望します。

鳥獣保護管理対策事業予算の推移

| | 県予算額 | 相模原市鳥獣被害対策事業費 | | |
|--------|-----------|---------------|----------|--------|
| | | 要望額 | 交付決定額 | 割合 |
| 平成24年度 | 251,887千円 | 37,419千円 | 27,916千円 | 74.6% |
| 平成25年度 | 200,450千円 | 44,467千円 | 25,432千円 | 57.2% |
| 平成26年度 | 421,030千円 | 44,205千円 | 41,435千円 | 93.7% |
| 平成27年度 | 426,630千円 | 42,903千円 | 42,903千円 | 100.0% |
| 平成28年度 | 426,900千円 | 45,446千円 | 45,446千円 | 100.0% |

相模原市鳥獣被害対策事業費は、ヤマビル対策事業費は含みません。

【要望の担当】

環境経済局経済部津久井地域経済課長 奈良 潔 042-780-1405

8 重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】

保健福祉局 福祉部 障害福祉課

【要望事項】

重度障害者医療費の助成事業に対する県の補助制度について、現在は市単独で助成を行っている精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院及び2級の方の通院・入院に対し、拡充を図ること。

【要望の説明】

重度障害者医療費助成事業は、重度の身体・知的障害のある方の健康の保持及び生活の安定を図るため、昭和49年4月に県の100%負担として医療費助成が開始されました。その後、平成7年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神保健福祉手帳制度が創設され、精神障害者に対する施策の充実も図られたところです。

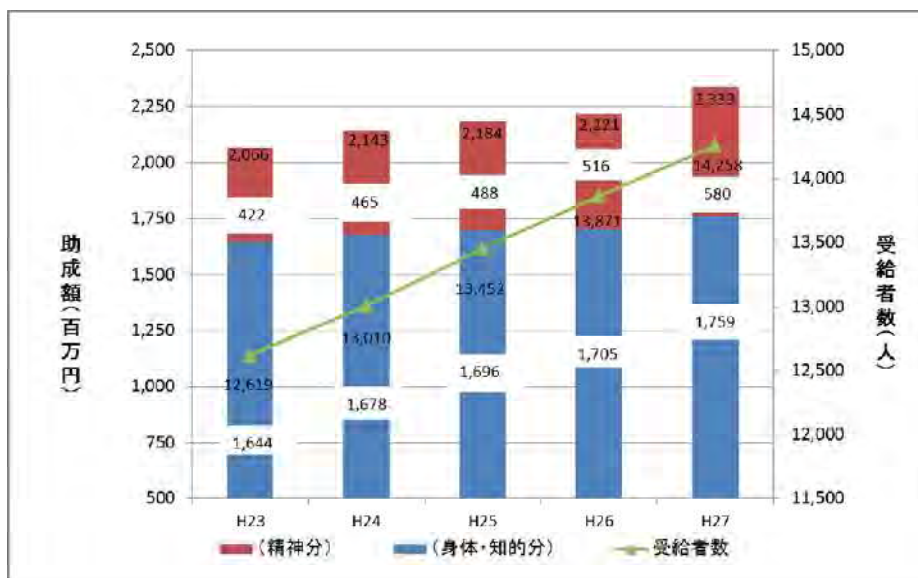
県の補助制度においても、平成24年度から精神障害者保健福祉手帳1級の方の通院が新たに補助対象となりましたが、身体・知的障害者は入院も対象とされているなど、相違が生じている状況です。

本市では、障害がある方の経済的負担の軽減を目的に、平成16年10月から、県の補助対象外である精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院及び2級の方の通院・入院を含めて助成を行っています。

平成28年4月現在で、県内の14市町において、精神障害1級の方の入院を含めた助成を行い、さらに7市町では2級の方も助成対象としている状況となっています。

このことから、精神障害のある方が健康を保持し安定した生活を送れるよう、県の補助制度の拡充について要望します。

重度障害者医療費助成状況



【要望の担当】

健康福祉局福祉部地域医療課長 鈴木 泰明 042-769-9230

9 広域交通網の整備への積極的な支援【一部新規】

県土整備局 都市部 交通企画課

【要望事項】

- 1 リニア中央新幹線の早期建設に向け、地元窓口としての役割を果たすとともに、県の「北のゲート」の形成及び施設建設により影響を受ける地域への対策について、本市と連携して主体的な取組を進めること。また、JR横浜線の輸送力増強等、「北のゲート」へのアクセス利便性向上に向けた取組を進めること。
- 2 リニア中央新幹線駅の建設の推進とともに、駅周辺のまちづくりについては、さがみロボット産業特区の推進をはじめ、産業・経済・文化等、様々な分野において県全体の発展に資するものであることから、神奈川県においても広域自治体として、県の「北のゲート」の形成に向けて、本市と連携して主体的な取組を進めること。
- 3 小田急多摩線延伸の実現に向け、交通政策審議会答申第198号で示された収支採算性等の課題解決への協力とともに、鉄道事業者や東京都への働きかけを強化するなど積極的に取組を進めること。また、愛川・厚木方面への延伸については、広域的な視点からの協力とともに、新たな広域公共交通網として県の計画への位置付けをすること。
- 4 JR相模線について、単線で低い輸送力を抜本的に改善するため、行違い設備の整備や部分的な複線化などの段階的整備を進め、早期の全線複線化に向けて積極的に取り組むこと。また、沿線地域の発展と利便性の向上のため、(仮称)作の口駅及び(仮称)磯部駅の設置の早期実現を促進すること。

【要望の説明】

1 リニア中央新幹線の早期建設に向けた対応

現在、JR東海において事業が進められているリニア中央新幹線について、早期建設に向け、JR東海が示した地元自治体に求める役割に対する対応等、地元窓口としての役割を果たされることを要望します。

特に、車両基地や変電施設の建設、水枯れなどにより生活に影響を受ける地域への対策については、本市と連携を図りながら主体的な取組を進めることを要望します。

また、「北のゲート」に接続し広域交通網を形成するJR横浜線の輸送力増強等、「北のゲート」へのアクセス利便性向上に向けて取り組むよう要望します。

2 県の「北のゲート」にふさわしいまちづくりの推進

リニア中央新幹線駅周辺については、首都圏広域地方計画において、首都圏南西部内の交通アクセスが大きく改善される可能性が示されており、県の「北のゲート」となるものであることから、広域自治体としての役割を果たされることを要望します。

特に、さがみロボット産業特区などの神奈川県の施策については、産業・経済・文化等、様々な分野において県全体の発展に資するものであることから、本市と連携を図りながら主体的な取組を進めることを要望します。

3 小田急多摩線延伸事業に関する支援

小田急多摩線延伸（唐木田～上溝）については、交通政策審議会答申第198号において、収支採算性（需要の創出、費用負担のあり方を含む事業計画の十分な検討） 都県境を跨ぐ路線として関係地方公共団体の協調による検討が課題として示されたところです。

このため、神奈川県においても延伸実現に向け、収支採算性等の課題解決への協力とともに、地域の立場からの鉄道事業者への働きかけや、広域自治体の立場からの東京都への働きかけを強化するなど、積極的に取り組んでいただくよう要望します。

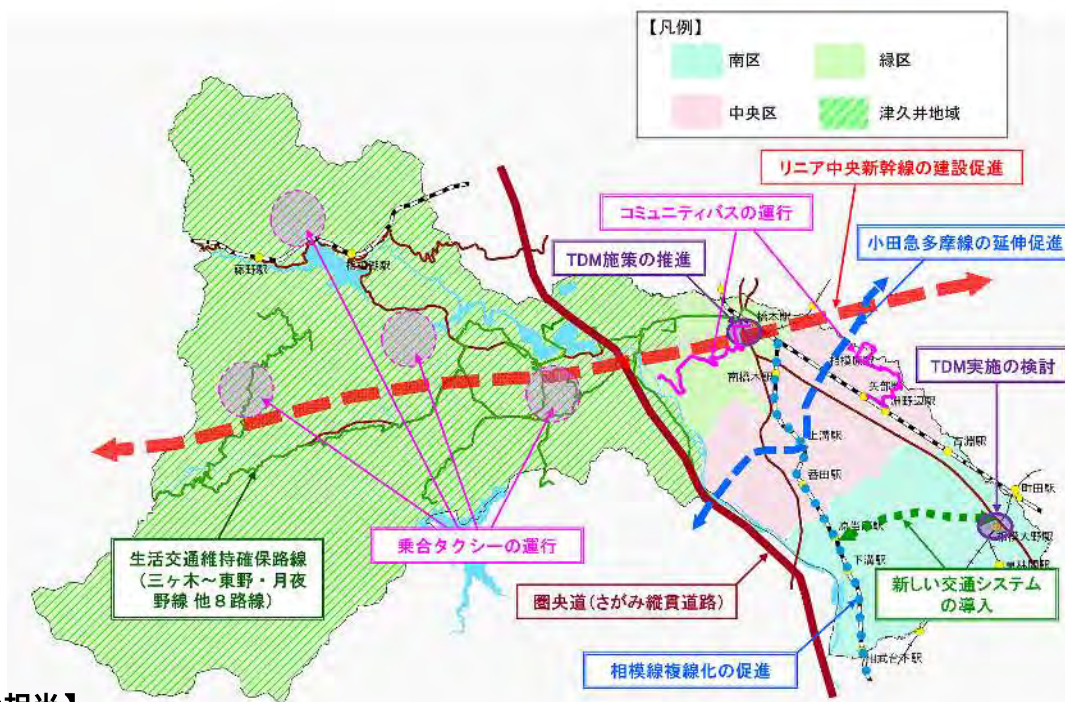
また、上溝以西の延伸については、これまで、厚木市・愛川町・清川村と共に検討を進めてきましたが、更なる取組の推進に向け、神奈川県の参画と県の計画（かながわ交通計画等）への位置付けを要望します。

4 JR相模線の複線化及び新駅設置の早期実現の促進

JR相模線は、神奈川県の南北の2つのゲート（東海道新幹線新駅とリニア中央新幹線駅）を結ぶ交通軸として重要な路線です。リニア中央新幹線については、平成26年10月に工事实施計画が認可され、橋本駅付近に駅が設置されることが決まっております。これに伴い倉見駅付近への東海道新幹線新駅設置の可能性が高まるなど相模線を取り巻く環境は劇的に変化していることから、単線で低い輸送力を抜本的に改善するため行違い設備の整備や部分的な複線化などの段階的整備を進め、早期の全線複線化に向けて積極的に取り組むよう要望します。

また、沿線地域の発展と利便性の向上のため、（仮称）作の口駅及び（仮称）磯部駅の設置の早期実現を促進するよう要望します。

本市の主な交通施策



【要望の担当】

| | | |
|-----------------------------|-------|--------------|
| 都市建設局広域交流拠点推進部リニア駅周辺まちづくり課長 | 井熊 直人 | 042-707-7047 |
| 都市建設局広域交流拠点推進部リニア事業対策課長 | 大矢 直和 | 042-704-8910 |
| 都市建設局まちづくり計画部交通政策課長 | 杉野 孝幸 | 042-769-8249 |

10 生活交通確保維持に係る補助制度の維持・充実【継続】

県土整備局 都市部 交通企画課

【要望事項】

神奈川県地域公共交通確保維持費補助制度について、従前の県補助制度と同様に県が主体的に関与し生活交通の確保に取り組み、補助制度の維持・充実を図るとともに、合併市町村に関する取扱いについては国庫補助制度との整合を図り、地域の実情に配慮した運用や補助要件の緩和など、制度の充実が図られるよう必要な予算の確保に努めること。

【要望の説明】

平成23年度の国における「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」の運用開始に伴い、県においては「神奈川県バス運行対策費補助制度」と「神奈川県広域的幹線的路線バス運行対策費補助制度」を廃止し、新たに「神奈川県地域公共交通確保維持費補助制度」を創設しました。

広域的で幹線的な路線、いわゆる「地域間幹線系統」の確保維持については、都道府県の協調義務があることを踏まえ、県は従前の制度において県の責任と役割のもと、県が主体となって生活交通の確保維持に関与しています。

現行の国の補助制度においても、地域間幹線系統に対する補助については、都道府県協議会等が定めた計画に「確保又は維持が必要な路線」として記載されることが求められていることから、今後も引き続き県が主体的に関与し、県の責任において補助制度を維持するよう要望します。

特に、同制度における地域間幹線系統の補助事業の基準のうち、「複数市町村にまたがるもの」の要件について、国は「平成13年3月31日時点」としているのに対し、県は「平成15年3月31日時点」の状態としており、さらに「平成15年4月1日以降に市町村合併が行われた場合の単一市町村を運行するものとして、新たに補助金を受けようとする場合は除く。」としています。このことは県内で唯一市町合併をした本市のみが該当するものであり、本市内で新たに地域間幹線系統を設置する場合は、県からの補助金が受けられない基準となりました。

現在、本市が地域間幹線系統として維持している3路線のうち、平成26年10月1日から新たに運行を始めた「三ヶ木～三井・上中沢～橋本駅線」は、県の基準に該当しないことから、県の補助金が受けられない状態となっています。

このことから、合併市町村に関する取扱いについては国庫補助制度との整合を図り、地域の実情に配慮した補助要件の緩和による、更なる制度の充実を要望します。

【要望の担当】

都市建設局まちづくり計画部交通政策課長 杉野 孝幸 042-769-8249

11 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進【継続】

県土整備局 都市部 都市公園課

【要望事項】

県が計画を進めている津久井湖城山公園の拡大区域について、臨時ヘリポート等の広域防災拠点機能について検討を進めるとともに、早期に事業を実施すること。

【要望の説明】

県立津久井湖城山公園は、圏央道や津久井広域道路が交差する交通の要衝に位置していることに加え、今後、整備が予定されている拡大区域は平坦で広いスペースを有しています。

こうした中、県においては、県立都市公園の整備・管理の基本方針の一つとして、災害対応や広域的な防災拠点との考え方が示されていることから、拡大区域に大規模災害時を想定したヘリコプターの離発着や応急物資等の集約・運搬などの広域防災拠点機能を付加するよう検討を進めるとともに、拡大区域を含む全域の開園に向けて、早期に事業を実施するよう要望します。

県立津久井湖城山公園 ゾーニング図



【要望の担当】

| | | |
|----------------|-------|--------------|
| 危機管理局危機管理課長 | 石原 朗 | 042-769-8208 |
| 環境経済局環境共生部公園課長 | 高野 弘明 | 042-769-8243 |

12 二級河川境川の改修【継続】

県土整備局 河川下水道部 河川課

【要望事項】

二級河川境川について、本市の下水道整備計画との整合を図り、時間降雨 5 1 mm に対応する改修整備を早期に行うこと。

【要望の説明】

本市では、下水道整備計画に基づき、計画降雨を時間 5 1 mm (5 年確率) として浸水被害の解消に向けた雨水管の整備に取り組んでいます。

境川では、根岸橋から上流を神奈川県管理、下流を東京都管理として整備が進められてきましたが、東京都管理区間は概ね 5 0 mm 対応で整備が完了しています。

しかしながら、雨水の放流先となっている神奈川県管理区間については、河口の一部を除き時間降雨 3 0 mm 対応の整備となっており、雨水の流出が抑制されていることから、流出できない雨水が道路側溝等から溢れ出て浸水被害が発生する危険性が高まっています。

このため、県においては「境川水系河川整備計画」に基づき、早期に計画的な整備を進めるよう要望します。

境川への放流吐け口



【要望の担当】

都市建設局下水道部下水道経営課長 岩部 正志 042-707-1890

13 土砂災害対策の推進及び補助制度の新設【継続】

県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課

【要望事項】

- 1 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策（抜本的な防ぎよ対策工事等）の更なる推進を図ること。
- 2 土砂災害特別警戒区域内における住宅建替等補助金交付制度を新設すること。

【要望の説明】

1 土砂災害対策におけるハード対策事業の推進

県においては、土砂災害対策として土石流危険渓流の抽出や急傾斜地崩壊危険箇所
の点検等を行い、土砂災害危険箇所として把握し、「砂防法」や「急傾斜地の崩壊に
よる災害の防止に関する法律」等に基づき堰堤工や法粹工などの施設整備を行って
いると承知しています。

近年、長野県や広島県などにおいて、「土石流」や「急傾斜地の崩壊」により甚大
な被害が発生しており、本市にも土砂災害のおそれのある土砂災害危険箇所が多数存
在していますが、施設の整備水準は低く、早急な整備を実施する必要があることから、
土砂災害対策におけるハード対策を推進するよう要望します。

また、平成12年に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の
推進に関する法律」に基づき、緑区の一部地域で「土砂災害警戒区域」及び「土砂災
害特別警戒区域」が指定され、土砂災害のおそれのある区域がより明確にされたとこ
ろです。

特に「土砂災害特別警戒区域」では土石等の移動等により建築物に損壊が生じ、住
民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあります。県においては、法人二税
の超過課税を財源として、災害対策を更に充実されると承知していますが、こうした
課題の解決に向けて、早急な対策工事を実施するよう要望します。

2 土砂災害特別警戒区域内における住宅建替等補助制度の新設

一方、この対策工事が施工されると県知事は「土砂災害特別警戒区域」の指定を解
除することが可能となりますが、それまでの間に「土砂災害特別警戒区域」内で住宅
の建替等を行う必要が生じた場合、構造規制に対応する義務が生じ、一般的な住宅よ
りも壁や基礎を強化するため工事費用が高額となります。

現在、鳥取県においては、県が主体となり「土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事
業補助金」交付制度を創設していることから、神奈川県においても、県単独事業によ
る「土砂災害特別警戒区域」内における住宅建替等補助制度の新設を要望します。

警戒区域等指定箇所数（H28.7.4 現在）

急傾斜地崩壊危険箇所（例）

| 地域 | 地区 | 土砂災害の種類 | 指定箇所数 | |
|----------------|---------|---------|-------|--------|
| | | | 警戒区域 | 特別警戒区域 |
| 津久井 | 三井 | 急傾斜地の崩壊 | 34 | 5 |
| | | 土石流 | 8 | 7 |
| | 太井 | 急傾斜地の崩壊 | 22 | 1 |
| | | 土石流 | 2 | 0 |
| | 中野 | 急傾斜地の崩壊 | 13 | 4 |
| | | 土石流 | 6 | 5 |
| | 又野 | 急傾斜地の崩壊 | 5 | 1 |
| | 三ヶ木 | 急傾斜地の崩壊 | 12 | 4 |
| | 青山 | 急傾斜地の崩壊 | 17 | 8 |
| | (青山・鮑子) | 土石流 | 19 | 14 |
| | 青山 | 急傾斜地の崩壊 | 20 | 14 |
| | (青山 以外) | 土石流 | 28 | 13 |
| | 根小屋 | 急傾斜地の崩壊 | 21 | 9 |
| | | 土石流 | 5 | 3 |
| | 長竹 | 急傾斜地の崩壊 | 36 | 21 |
| | | 土石流 | 14 | 5 |
| | 鳥屋 | 急傾斜地の崩壊 | 28 | 16 |
| | | 土石流 | 46 | 37 |
| 青野原 | 急傾斜地の崩壊 | 35 | 10 | |
| | 土石流 | 25 | 12 | |
| 青根 | 急傾斜地の崩壊 | 24 | 6 | |
| | 土石流 | 27 | 26 | |
| 相模湖 | 千木良 | 急傾斜地の崩壊 | 20 | 3 |
| | | 土石流 | 8 | 6 |
| | 与瀬・小原 | 急傾斜地の崩壊 | 30 | 14 |
| | | 土石流 | 28 | 27 |
| 内郷 (若柳・寸沢嵐) | 急傾斜地の崩壊 | 57 | 13 | |
| | 土石流 | 36 | 27 | |
| 藤野 | 佐野川 | 急傾斜地の崩壊 | 33 | 5 |
| | | 土石流 | 39 | 20 |
| | 吉野 | 地滑り | 1 | 0 |
| | | 急傾斜地の崩壊 | 13 | 8 |
| | 澤井 | 土石流 | 4 | 4 |
| | | 急傾斜地の崩壊 | 21 | 10 |
| | 小淵 | 土石流 | 20 | 15 |
| | | 急傾斜地の崩壊 | 14 | 3 |
| | 日連 | 土石流 | 9 | 6 |
| | | 急傾斜地の崩壊 | 16 | 0 |
| 名倉 | 土石流 | 7 | 5 | |
| | 急傾斜地の崩壊 | 18 | 4 | |
| 牧野 (西部) | 土石流 | 13 | 11 | |
| | 急傾斜地の崩壊 | 64 | 28 | |
| 牧野 (東部) | 土石流 | 50 | 47 | |
| | 急傾斜地の崩壊 | 19 | 1 | |
| 城山 | 城山 | 土石流 | 33 | 30 |
| | | 急傾斜地の崩壊 | 4 | 0 |
| | 谷ヶ原 | 土石流 | 0 | 0 |
| | | 急傾斜地の崩壊 | 1 | 0 |
| | 久保沢 | 土石流 | 0 | 0 |
| | | 急傾斜地の崩壊 | 4 | 1 |
| | 川尻 | 土石流 | 2 | 1 |
| | | 急傾斜地の崩壊 | 14 | 10 |
| | 中沢 | 土石流 | 31 | 21 |
| | | 急傾斜地の崩壊 | 6 | 4 |
| | 小倉 | 土石流 | 3 | 2 |
| | | 急傾斜地の崩壊 | 6 | 2 |
| | 葉山島 | 土石流 | 5 | 4 |
| | | 急傾斜地の崩壊 | 5 | 4 |
| 若葉台 | 土石流 | 19 | 17 | |
| | 急傾斜地の崩壊 | 3 | 0 | |
| 合計 | 土石流 | 0 | 0 | |
| | 急傾斜地の崩壊 | 615 | 209 | |
| | 地滑り | 487 | 365 | |



【要望の担当】

危機管理局危機管理課長 石原 朗 042-769-8208

14 警察の機能充実【継続】

警察本部 総務部 総務課

【要望事項】

- 1 相模原南警察署について、神奈川県高相合同庁舎のある敷地へ移転すること。津久井警察署について、早期に神奈川県津久井合同庁舎敷地への移転を進めること。
- 2 市内の地域から交番設置の要望のある22箇所へ交番設置を行うこと。特に、南橋本駅前及び麻溝台地区については、早期に設置すること。

【要望の説明】

1 相模原南警察署及び津久井警察署の施設整備について

本市の指定都市移行に伴う区制施行により、南区にある相模原南警察署は市内最大の管轄人口を抱える警察署となっていますが、駐車場が少なく、ロビーも狭いこと、また、南区の北部に立地していることにより、同区の自治会などから、相模大野地域への移転・新設について、大きな期待が寄せられています。

本市としては、南区住民の利便性向上を図るとともに、警察と連携した効果的な交通・防犯対策等を進めるため、南区役所及び南消防署に近接する神奈川県高相合同庁舎の敷地への移転について要望します。

また、津久井警察署については、昭和36年に建設され、老朽化とともに、手狭な施設となっていることから、神奈川県津久井合同庁舎敷地へ可能な限り早期に移転するよう要望します。

2 南橋本駅前及び麻溝台地区への交番の新設等について

交番については、安全・安心な市民生活を確保していく上で重要な存在であることから、本市の自治会等から要望が出された22箇所への設置を要望します。

特に、南橋本駅前については、地域全体で切望されていると同時に、近年の開発を背景に著しい人口増加がある一方、夜間は閑散とした住宅街となることなどから防犯上の懸念があると考えており、駅前広場の整備の際に交番用地を確保していることから、一刻も早く同駅前に交番を設置するよう要望します。

また、麻溝台地区については、周辺に交番がなく、安全・安心な市民生活の確保・維持が困難な地域となっており、現在、進められている麻溝台・新磯野地区の区画整理の進捗により、将来、人口増加が見込まれることを踏まえ、交番用地の提供も予定していることから、早期に交番を設置するよう要望します。

交番設置要望箇所（22箇所）

| 区名 | 警察署 | 要望数 | 要望地区 |
|------|---------|-----|--|
| 緑 区 | 相模原北警察署 | 2 | 橋本地区、大島団地 |
| | 津久井警察署 | 2 | 三ヶ木、藤野駅 |
| 中央区 | 相模原警察署 | 10 | 宮下周辺、南橋本駅、宮の上団地、下九沢方面、矢部駅、星が丘地区、淵野辺公園、陽光台、青葉周辺、淵野辺 |
| 南 区 | 相模原南警察署 | 8 | 鶴野森周辺、大野台、相模大野駅南口、町田駅南口、御園周辺、麻溝台、北里大学、相武台団地 |
| 各区合計 | | 22 | - |

【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長 斉藤 ますみ 042-769-8229

15 通学路における安全対策の実施【継続】

警察本部 交通部 交通規制課

【要望事項】

通学路における児童の交通安全を確保するため、平成24年8月に緊急合同点検を実施した箇所のうち、信号機の設置等安全対策未実施の2箇所について、早急な安全対策を実施すること。

【要望の説明】

信号機や横断歩道の設置など、警察の所管となる安全対策については、所轄の警察署において県警本部への上申の必要性を判断し、県警本部及び公安委員会において上申内容の実施可否について判断しています。そのため、安全対策実施の可否及び対策実施に時間を要することから、早急な安全対策の実施及び実施困難な場合の新たな対策案の検討が困難な状況となっています。

平成24年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、死傷者が発生する痛ましい事故が相次いだ中で、文部科学省、警察庁、国土交通省の3省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」が示されました。

本市においても、当該実施要領に従い、信号機や横断歩道の設置などの安全対策要望箇所について、学校、PTA、警察署、道路管理者などの関係機関と緊急合同点検を平成24年8月に実施し、必要な安全対策を講じてきました。

緊急合同点検により安全対策が必要とされた箇所は35箇所あり、警察署所管箇所が24箇所、道路管理者等の所管箇所が11箇所となっています。これまで警察署所管箇所においては22箇所の対策が施されましたが、未だ2箇所が未実施となっています。

信号機の設置等の安全対策未実施の箇所について、通学路における児童の交通安全を確保する必要があることから、早急に対策を実施するよう要望します。なお、安全対策要望箇所については、すでに相模原市管内警察署には要望しています。

通学路安全対策未実施箇所（平成28年3月31日現在）

| | 区名 | 警察署 | 学校名 | 合同点検箇所 | 対策必要箇所 | 対策実施内容 |
|---|----|---------|-------|--------|--------------|------------------------------------|
| 1 | 南区 | 相模原南警察署 | 麻溝小学校 | 3 | 南区下溝2096付近 | 信号機の設置 横断歩道の塗り直し (平成25年度実施済) |
| 2 | 緑区 | 津久井警察署 | 川尻小学校 | 80 | 緑区原宿1-12-2付近 | 信号機の設置 |

【要望の担当】

教育局教育環境部学務課長 井上 京子 042-769-8282

16 歩行者等の安全確保対策の推進【新規】

警察本部 交通部 交通規制課

【要望事項】

- 1 高齢者などが交差点を安全に横断できるよう、青信号の残り時間が表示される歩行者用信号機及び歩車分離式信号機の設置を推進すること。
- 2 横断歩道、停止線等路面標示に係る摩耗等の維持補修について、県内一部地域で試行実施されている、関係者間の情報共有による効率的な補修対応に係る体制の整備について、早期に県内全域で実施すること。

【要望の説明】

1 安全に横断できる信号機の設置推進

一般的な歩行者用信号では、「青」の残り時間が分からず、高齢者や障害者が横断しきれずに交差点内に取り残されるケースが見受けられます。このことから、高齢者などが交差点を安全に横断できるよう、広幅員道路の交差点などについて、青信号の残り時間が表示される歩行者用信号機の整備を推進するよう要望します。

また、歩車分離式信号機の整備については、交差点内での歩行者と車両の接触事故の防止に有効であることから、通学路など、設置効果の高い交差点への整備を推進するよう要望します。

2 関係者間の情報共有による効率的な補修対応に係る体制の整備

横断歩道、停止線等路面表示の磨耗箇所等の維持補修については、市内各地域からも速やかな対応が要望されており、歩行者や車両の通行の安全を確保する観点から、適切かつ効率的な維持管理が必要と考えます。

こうした中、道路管理者や交通管理者など関係者間で補修計画等の情報を共有することにより効率的な対応が可能となる体制による運用が、厚木警察署及び海老名警察署管内で試行されておりますが、効果を検証した上で早期に県内全域で実施するよう要望します。

【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長 齊藤 ますみ 042-769-8229

平成29年度

県の施策・制度に関する提案・要望書

相模原市 企画財政局 企画部 企画政策課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL 042 - 769 - 8203 FAX 042 - 757 - 5727

kikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp